

子ども・子育て支援事業計画の変更について

◆平成 28 年度第 1 回子ども子育て会議（H28.7.19）において、確保方策の変更について子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項に基づき意見をいただき、変更・見直しをしました。

【（2）教育・保育の量の見込みと確保方策等】の変更について

○量の見込み

子ども・子育て支援計画を作成するにあたり、市民に行ったニーズ調査の結果を基に見込んだ必要見込数

○確保方策

津島市において受入れができる（確保できる）数

◆子ども・子育て支援事業計画（P. 32）抜粋

・「2 号認定子ども」とは…3 歳以上で保育の必要がある児童

②-2 2 号認定

図表 47 2 号認定（3 歳以上保育の必要あり）

区分	27 年度	28 年度	29 年度	29 年度 (変更)	30 年度	31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	837 人	759 人	709 人	709 人	698 人	704 人
確保方策	780 人	770 人	800 人	740 人	740 人	740 人
特定教育・保育施設 (認定こども園含む)	780 人	770 人	800 人	740 人	740 人	740 人
認可外保育施設	—	—	—	—	—	—

【（3）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保】の変更について

②-2 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

◆子ども・子育て支援事業計画（P. 36）抜粋

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。確保方策は、平成 31 年度の量の見込みを踏まえて、平成 27 年度からニーズに合わせた受け入れ基盤の確保を図ります。

耐震性能を有していない施設の移転を実施予定。

平成 29 年度 西こどもの家 建設工事实施予定（予定地：西小学校地内）

利用定員の増員を図ることにより、より充実した受け入れ基盤の確保を図ります。

図表 52

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度 (変更)	31年度
量の見込み	634人	621人	613人	591人	591人	553人
小学1～3年 (6～8歳)	396人	391人	390人	369人	369人	334人
小学4～6年 (9～11歳)	238人	230人	223人	222人	222人	219人
確保方策	560人	560人	560人	560人	570人	570人
小学1～3年 (6～8歳)	347人	344人	342人	341人	351人	351人
小学4～6年 (9～11歳)	213人	216人	218人	219人	219人	219人

②-8 利用者支援事業

◆子ども・子育て支援事業計画（P. 38）抜粋

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

平成27年度には利用者支援事業（基本型）を3か所にて実施

- ・東地区子育て支援センター（津島市生涯学習センター1階）
- ・西地区子育て支援センター（総合保健福祉センター1階）
- ・津島市役所（子育て支援課）

【追加変更】

「妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供し、利用者支援事業（基本型）と連携し、ワンストップ拠点の整備を図ります。」

図表 59

	27年度	28年度	29年度	29年度 (変更)	30年度	31年度
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所

【4か所の内訳】

- ・基本型 3か所
- ・母子保健型 1か所

平成29年度より利用者支援事業の種類が2種類となり、母子保健型を1か所増加します。